

阿武町耐震化緊急促進アクションプログラム2021

1 目標

阿武町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、阿武町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その推進状況を把握、評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは阿武町耐震促進計画の改定時に位置付ける。

3 計画期間

アクションプログラムの実施期間は平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間とする。

4 対象住宅

対象住宅は阿武町全域の建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）前に新築工事に着手した一戸建ての木造住宅とする。

5 取組内容・目標・実績

【令和 3 年度取組内容】

財政的支援

- i) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施
- ii) 住宅の耐震改修費に対する補助を実施

普及啓発等

- i) 住宅所有者に対する直接の啓発
 - ・町内全域を対象として、毎年度、住宅耐震に関する補助制度の概要を記載したチラシを固定資産税納税通知書に同封する。
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明を行う。
 - ・前年度以前に耐震診断実施済の所有者に対して、電話等により改修の意向を確認し、補助制度等の説明を行う。
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・山口県及び関係団体とともに改修設計及び工事事業者向けに耐震改修工法に関

する技術力向上やコスト縮減のための研修を年1回実施する。

- ・山口県及び関係団体とともに、「山口県木造住宅耐震診断・改修技術講習会受講終了者名簿」を作成し公表する。

iv) 町民への周知啓発

- ・パンフレット等により耐震化の必要性の周知を図る。
- ・インターネット上で補助制度の紹介をする。
- ・住民を対象とした補助制度の説明会を実施する。
- ・広報に補助制度と募集期間を掲載し、啓発を行う。

【令和3年度目標】

- ・木造住宅耐震診断補助戸数 (3) 戸
- ・木造住宅耐震改修補助戸数 (1) 戸

【平成28年度～令和2年度までの実績】

- ・木造住宅耐震診断補助戸数 (0) 戸
- ・木造住宅耐震改修補助戸数 (0) 戸

【自己評価】

前年度（令和2年度）の取組実績

- ・9月1日～9月11日に役場本庁舎1階ロビーにてブース展示を実施。

前年度の課題

- ・ロビー展示も多くの方に見ていただく必要がある。今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

改善策

- ・配置等を工夫し、ケーブルテレビを活用し周知を図る。